

NEXCO東日本グループ会社の皆さまへ

保険期間 2024年9月16日(月)午後4時～2025年9月16日(火)午後4時まで

NEXCO東日本グループ保険

新規募集 追加・変更 のご案内

(団体総合生活保険)



スマホ・タブレット

の方はこちら

(朝4時～6時を除く)

東京海ジョー

「東京海ジョー」は東京海上日動のキャラクターです

最大
32%
割引

団体割引:20%

損害率による割引:15%

\ NEXCO東日本グループ保険なら /

☒ ご家族も加入OK!☒ 補償1つだけでも
加入可能!「NEXCO東日本グループ保険」は、日常生活の様々なリスクに対し
必要な補償を選んで備えることができます。

契約内容を変更せず更新される方は特段のお手続きは不要です。

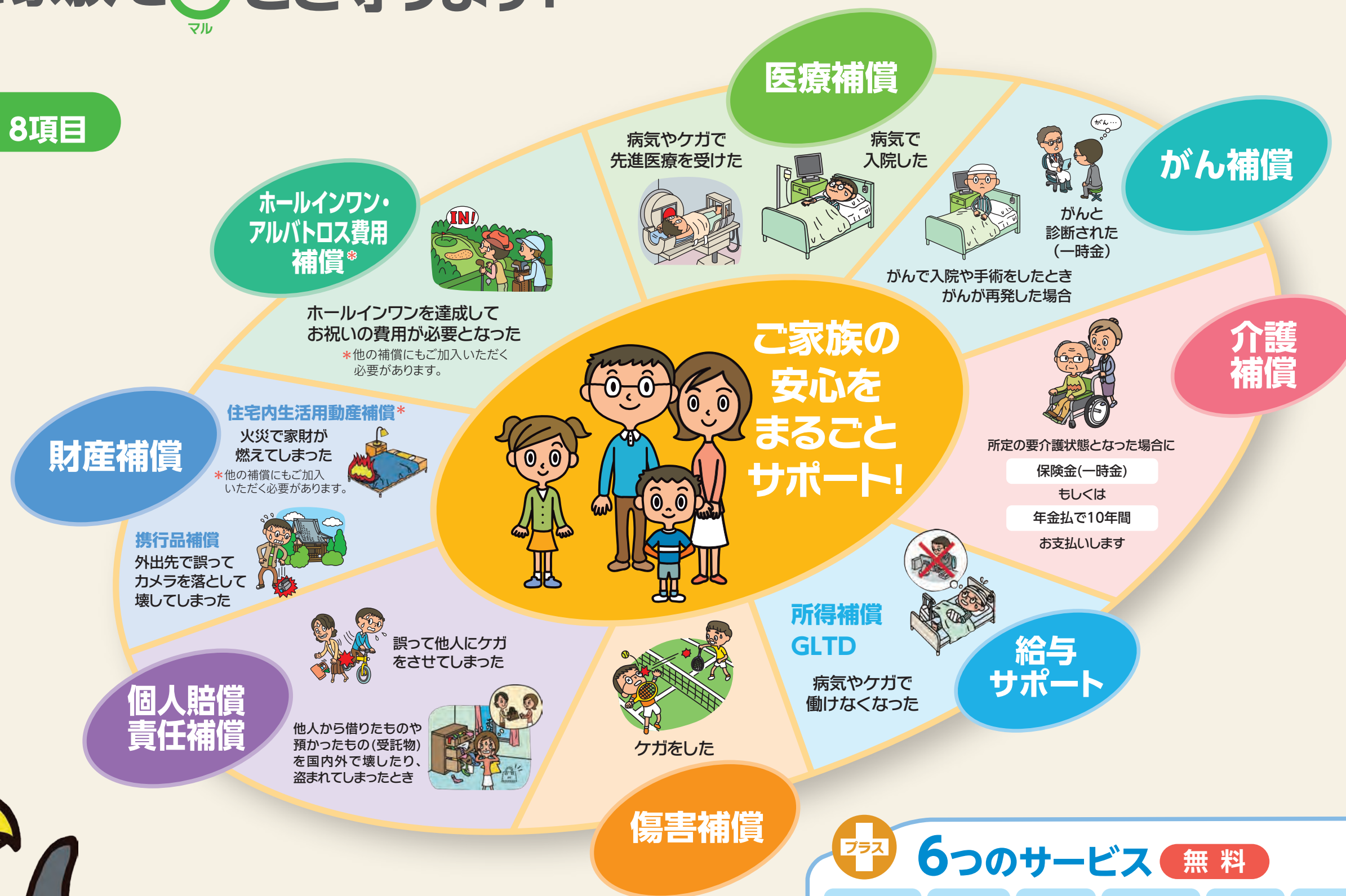
手続期間 2024年7月8日(月)～2024年8月9日(金)

保険料は毎月の給与から控除します。(11月給与から控除開始)

保険期間の途中でご加入をご希望の場合は、NEXCO保険サービスのHPをご覧ください

NEXCO東日本グループ保険は、自由に選べる「8つの補償」と「6つのサービス」で、日常生活の様々なリスクからあなたとご家族を○ごと守ります!

選べる補償 8項目



6つのサービス 無料

メディカルアシスト
 デイリーサポート
 介護アシスト
 メンタルヘルスサポート
 認知症アシスト
 いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

*電話相談等は無料ですが、実際にかかる医療費等は有料です。
 *メンタルヘルスサポートは、団体長期障害所得補償(GLTD)にご加入いただいた場合の専用のサービスです。
 *認知症アシストは、介護補償にご加入いただいた場合の専用のサービスです。
 *いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは個人賠償責任補償(弁護士費用等補償特約付帯)プランにご加入いただいた場合の専用サービスです。
 *サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

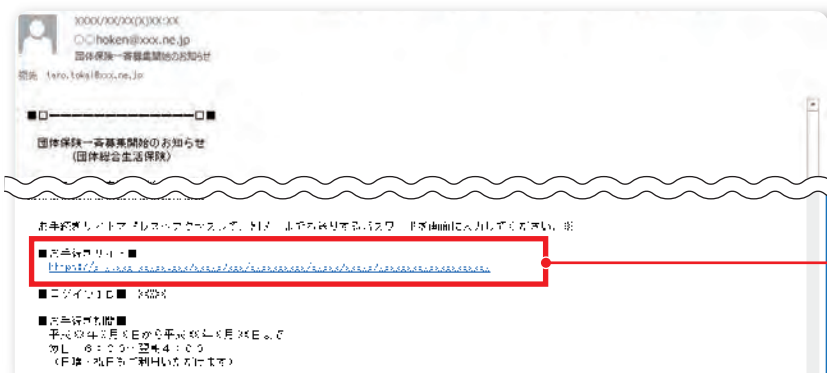


お手続き方法

この機会にぜひ補償内容の見直しをお願いいたします。

ご契約更新でメールアドレス登録済みの方

登録をしたご自身のメールアドレスに募集内容のメールが届きます。
メールに記載をされた、「お手続きサイト」のURLからログインを行ってください。



前年度と同内容にて更新される場合は特段のお手続きは不要です。

こちらのURLより『お手続きサイト』にログインしてください。

ご契約更新でメールアドレス登録をしていない方

① NEXCO保険サービスのHPからアクセス

<https://www.nexco-hoken.co.jp/nexco-group/e-nexco/>

NEXCO保険 検索



スマートフォンの方は
二次元コードからアクセス



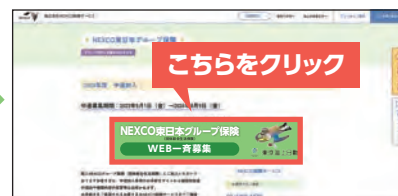
② お手続きサイトにて、お手続き先をお選びください。(朝4時～6時を除く)



「グループ会社にお勤めのみなさま」をクリック



「NEXCO東日本グループ保険」をクリック



「WEB一斉募集」をクリック

③ 「お名前(漢字・フリガナ)」「生年月日」「従業員コード」をご入力ください。

●従業員コードは、自身の番号の頭に0を付け加えて10桁で入力してください。

例えば… 従業員コード「12345」の場合⇒『0000012345』



④ メールアドレスの登録を行います。

画面でメールアドレスを登録します。

登録したメールアドレスで、アクセス用URL・ログイン用IDとパスワードメールを受信します。次年度更新のタイミングで「ご応募案内メール」がご自身のアドレスに届きます。

メール記載のURLをクリック。お手続きを開始します。

！ 契約内容を変更せず更新される方は特段のお手続きは不要です。

現在ご加入の方につきましては、表紙記載の申込締切日までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、「お手続きサイト」掲載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

新規にご加入の方

① NEXCO保険サービスのHPからアクセス

<https://www.nexco-hoken.co.jp/>

NEXCO保険 検索

NEXCO東日本グループ保険 WEB一斉募集

こちらをクリック



スマートフォンの方は
二次元コードからアクセス

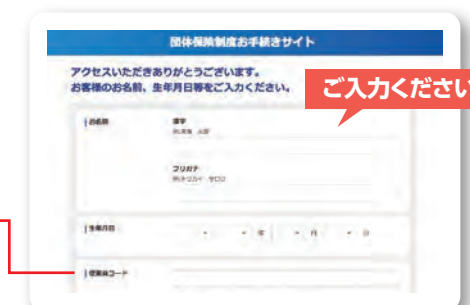


② お手続きサイトにて、お手続き先をお選びください。(朝4時～6時を除く)

③ 「お名前(漢字・フリガナ)」「生年月日」「従業員コード」をご入力ください。

●従業員コードは、自身の番号の頭に0を付け加えて10桁で入力してください。

例えば… 従業員コード「12345」の場合⇒『0000012345』



④ 「お手続きサイト」からお手続きできます。

※加入手続き後に、メールアドレスの登録をお願いします。



お手続きサイト▶

▼ お手続きが完了したら…



「マイページ」の登録を
忘れずにお願いします。

お手続きいただきました加入内容が確認できる「WEB加入者票」をご用意しています。「マイページ」登録の詳細は、東京海上日動HPをご参照ください。



アプリはこちらからダウンロード

！
ご注意

●「申し込みます」ボタンを押下した後は修正ができませんのでご注意ください。修正をご希望される場合はNEXCO保険サービスまでご連絡ください。

インターネット手続きで加入手続き内容を一時保存したい場合には、一時保存機能をご利用ください。



お手続きサイトのログインIDとパスワードが
分からなくなったため再発行したい場合

ログインIDとパスワードは、お客様ご自身で以下の手順で再発行いただけます。
①お手続きサイトのURLにアクセスいただく。
②ログインIDもしくはパスワードの入力欄の隣にある「ログインIDを忘れたら」もしくは「パスワードを忘れたら」をクリック。
③「カナ氏名」「生年月日」等を入力後、「再発行する」をクリック。
④お客様のメールアドレス宛に再発行メールを送信します。

ご加入事例のご紹介

1つの補償でもご加入いただけます*

*「ホールインワン・アルバトロス費用補償」、「住宅内生活用動産補償」は、他の補償にもご加入いただく必要があります。

事例1 お手軽プラン



POINT

はじめてご加入の方におすすめ! 保険料を抑えたプランです。

本人年齢:28歳の場合

医療補償(病気) Sタイプ 保険料: 510円	+	がん補償 Eタイプ 保険料: 120円	+	個人賠償責任補償 Sタイプ 保険料: 160円	=	月々合計保険料 790円 (1日あたり約26円)
-------------------------------	---	---------------------------	---	-------------------------------	---	---------------------------------------

事例2 おすすめプラン



POINT

多くの人が選んでいます! 標準的なおすすめ補償プランです。

本人年齢:28歳、職種級別Aの場合

医療補償(病気) Sタイプ 保険料: 510円	+	がん補償 Sタイプ 保険料: 180円	+	傷害補償(ケガ) Wタイプ(1口) 保険料: 450円	+	個人賠償責任補償 Wタイプ 保険料: 310円	=	月々合計保険料 1,450円 (1日あたり約48円)
-------------------------------	---	---------------------------	---	-----------------------------------	---	-------------------------------	---	---

おすすめ!

事例3 充実プラン



POINT

補償はしっかり! あんしんの充実プランです。

本人年齢:28歳、職種級別Aの場合

医療補償(病気) Wタイプ 保険料: 1,010円	+	がん補償 WWタイプ 保険料: 250円	+	傷害補償(ケガ) Wタイプ(1口) 保険料: 450円	+	個人賠償責任補償 Wタイプ 保険料: 310円	+	携行品補償 Wタイプ 保険料: 300円	=	月々合計保険料 2,320円 (1日あたり約77円)
---------------------------------	---	----------------------------	---	-----------------------------------	---	-------------------------------	---	----------------------------	---	---

ご加入内容をご確認ください。

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。また、ご加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

※今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は別紙のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

保険の対象となる方

本人型 と 家族型 について

本人型



本人

※ 本人(被保険者本人*1となる方)とは、NEXCO東日本グループ会社の役員・従業員、その配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟、同居されているご親族の方を言います。

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

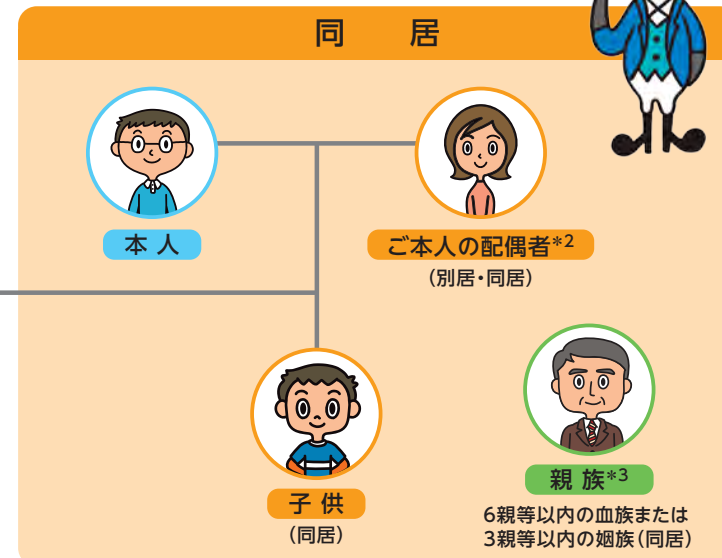
家族型



本人



子供
(別居・未婚*4)



ご本人の配偶者*2
(別居・同居)

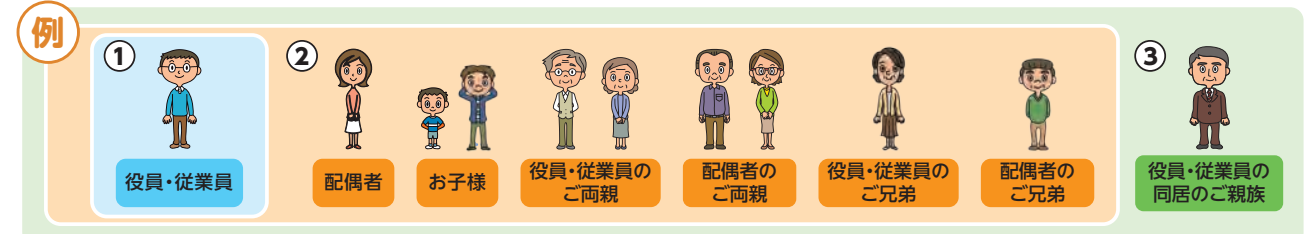
子供
(同居)

親族*3
6親等以内の血族または
3親等以内の姻族(同居)

- *2 法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(婚約とは異なります。)にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りま。
- a. 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)
- b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
- *3 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)
- *4 これまでに婚姻歴がないことをいいます。

被保険者 本人 となれる方の範囲

- NEXCO東日本グループ会社の役員・従業員
- 上記①の配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟(配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟については、「同居か別居か」「同一生計か否か」「血族か姻族か」は問いません。)
- 上記①と同居されているご親族の方(ご親族とは、②に含まれない6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。)



医療・がん・介護補償・給与サポート(所得補償・GLTD)にご加入の場合、上記に加えて

- 【医療補償・がん補償】満5歳以上満89歳以下*
- 【介護補償(一時金払)】〈更新〉満40歳以上満84歳以下* 〈新規〉満40歳以上満84歳以下*
- 【介護補償(年金払)】〈更新〉満40歳以上満84歳以下* 〈新規〉満40歳以上満79歳以下*
- 【給与サポート(所得補償)】満15歳以上*
- 【給与サポート(GLTD)】満15歳以上満59歳以下*

* 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任に関する補償において、ご本人*1が未成年者または上記の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限りま。)

*1 上記記載の【被保険者ご本人となれる方の範囲】に該当し、かつ、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

1. 医療補償 (病気への備え)



おすすめ!
先進医療にも
対応!!



ご加入に際して

新規ご加入の方および S→Wへタイプを変更される方は、「告知事項質問書 (ご質問内容)」にお答えのうえ、加入依頼書の健康状態告知欄にご署名が必要となります。告知につきましては、**P.43告知の大切さに関するご案内を必ずご確認ください。**

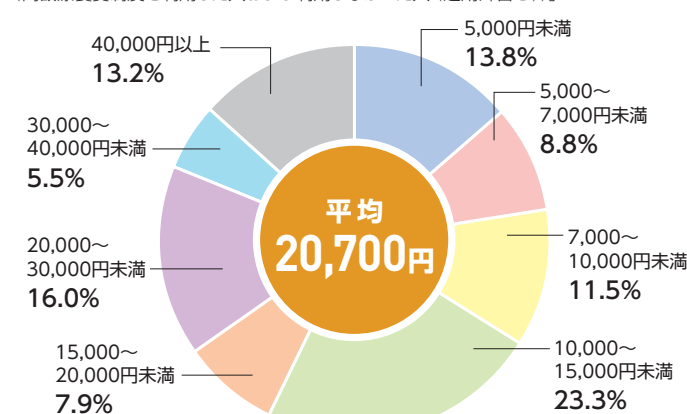


入院費って
いくらぐらい
かかるの?

もしもの病気のリスクに備えて
「医療補償」があると安心です。

■入院時の1日あたりの自己負担費用

【集計ベース:過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人 (高額療養費制度を利用した人および利用しなかった人 (適用外含む))】

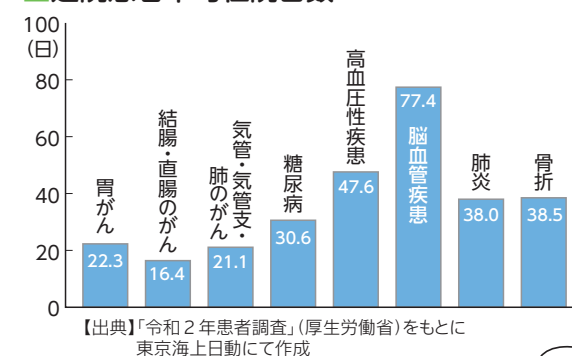


※治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費 (見舞いに来る家族の交通費も含みます。) や衣類、日用品費などを含みます。
※高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額となります。

【出典】(公財) 生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」

さらに 病気によっては
入院期間が長くなります。

■退院患者平均在院日数



【出典】「令和2年患者調査」(厚生労働省)をもとに東京海上日動にて作成

だから 入院や手術を補償する
「医療補償」だと安心です。



お支払いする保険金

病気で入院・手術をした場合等に保険金をお支払いします。



疾病入院保険金

病気で入院したときに1日目から保険金をお支払いします。
※1回の入院について180日を限度とします。



疾病手術保険金

病気で手術*1をしたときに保険金をお支払いします。
*1 傷の処置、切開術 (皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。
*2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

放射線治療保険金

病気やケガで放射線治療を受けたときに保険金をお支払いします。
※血液照射を除きます。
複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。

総合先進医療保険金

病気やケガで先進医療*1を受けたときに保険金をお支払いします。
*1 対象となる先進医療については、「補償の概要等」をご確認ください。

総合先進医療一時金

総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けたときに保険金 (一時金) をお支払いします。



保険金額・保険料

【保険期間:1年間 団体割引:20% 損害率による割引:15%】※ご加入口数は1口のみです。

本人型



男性・女性共通

タイプ名		スタンダード(S)	ワイド(W)
疾病入院保険金日額 (1日あたり)		5,000円	1万円
疾病手術 保険金額	重大手術*1	20万円	40万円
	上記以外 の手術	入院中 5万円	10万円
	入院中以外	2.5万円	5万円
放射線治療保険金額		5万円	10万円
総合先進医療基本保険金額		300万円	600万円
総合先進医療一時金額		10万円	10万円
保 険 料 月 払	5～9歳	320円	620円
	10～14歳	290円	570円
	15～19歳	340円	670円
	20～24歳	480円	950円
	25～29歳	510円	1,010円
	30～34歳	540円	1,060円
	35～39歳	580円	1,150円
	40～44歳	660円	1,320円
	45～49歳	880円	1,750円
	50～54歳	1,140円	2,280円
	55～59歳	1,600円	3,180円
	60～64歳	2,310円	4,620円
	65～69歳	3,160円	6,310円
	70～74歳	4,340円	8,680円
	75～79歳	5,550円	11,100円
	80～84歳	7,090円	14,160円
	85～89歳	7,460円	14,910円

※保険料は、保険の対象となる方の年齢 (団体契約の始期日時点の年齢をいいます。) によって異なります。

*1 対象となる重大手術については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

※「2. がん補償」へご加入頂くことで、がんと診断されたとき、まとまった資金への効果的な備えが実現できます。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

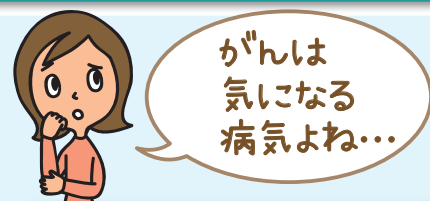
2. がん補償 (がんへの備え)



医療補償と
セットで
おすすめ!



新規ご加入の方および補償拡大プランへ変更される場合、「告知事項質問書(ご質問内容)」にお答えのうえ、加入依頼書の健康状態告知欄にご署名が必要となります。**2022年9月始期のご契約より、がん補償における健康状態告知内容を大幅に簡素化するとともにご加入いただける方の範囲を拡大しました。**告知につきましては、**P.43告知の大切さに関するご案内を必ずご確認ください。**



もしものがんのリスクに備えて「がん補償」があると安心です。

日本の「がん(悪性新生物)」の
総患者数は、約**465万人!**

■主ながん(悪性新生物)の患者数 (単位: 万人)

悪性新生物	総数	男性	女性
胃	28.1	18.7	9.5
結腸および直腸	32.4	16.8	15.6
肝および肝内胆管	8.9	6.2	2.7
気管、気管支および肺	32.8	19.5	13.4
乳房	83.8	0.6	83.2

※総患者数は、平均診療間隔を用いて算出するため、男性と女性の合計が総数に合わない場合があります。
【出典】「令和2年患者調査」(厚生労働省)をもとに東京海上日動にて作成

一生のうち、おおよそ**2人に1人**が**がん**と診断されると言われています。

だから まとまった資金と長期の入院への準備ができると安心です。



さらに 心配なのは、医療費!

医療費・自己負担額の例

胃がんで15日間入院したケース

医療費の自己負担額 176,620円
差額ベッド代他 133,000円

合計 約 **30.9万円**

※70歳未満、月給27万円以上51.5万円未満の給与所得者の例
※医療費の自己負担額は高額療養費制度を利用した場合
(実際の自己負担額は個別のケースにより異なります。)
【出典】(公財)生命保険文化センター「医療保障ガイド」(2022年10月改訂版)をもとに東京海上日動にて作成

※国立がん研究センター「最新がん統計(2021年8月更新)」より

POINT!

がんのリスクに備えて

がん診断保険金や入院保険金等で
がんにかかる費用に備えます。



初期のがんでも

「上皮内新生物」も補償対象になります。また、「白血病」もがんに含まれますので補償対象になります。

再発・転移しても

がん診断保険金は、初めてがんと診断されたときはもちろん、継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治癒した後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも、それまでのお支払回数にかかわらずお支払いします。

※支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。
※但し、ダブルワイド(WW)型、がん生活支援特約付帯(WWWW)型に加入の場合で、所定の治療*1を受けられた後、治療を受けたがんが再発または転移したと診断確定されたときは治癒や最終の診断確定日からの期間に関わらず保険金をお支払します。
*1 所定の治療については「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料

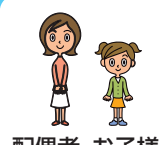
【保険期間:1年間 団体割引:20% 損害率による割引:15%】※ご加入口数は1口のみです。

おすすめ

本人型



男性・女性共通



配偶者、お子様、
ご両親等も、
ご加入いただけます。

満5歳以上
満89歳以下

※詳細はP.7をご覧ください。

タイプ名	エコノミー(E)	スタンダード(S)	ワイド(W)	ダブルワイド(WW)	がん生活支援特約付帯(WWWW)
がん診断保険金額	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
がん入院保険金(日額)	—	10,000円	15,000円	15,000円	15,000円
がん手術保険金(手術の種類に応じて)	—	10万円・20万円・40万円	15万円・30万円・60万円	15万円・30万円・60万円	15万円・30万円・60万円
がん再発転移保険金額	—	—	—	100万円	100万円
がん生活支援保険金額	—	—	—	—	第1回 10万円 第2回以後 10万円
保険料 月払	5~9歳	100円	110円	120円	140円
	10~14歳	160円	170円	180円	210円
	15~19歳	120円	130円	140円	170円
	20~24歳	60円	100円	120円	140円
	25~29歳	120円	180円	210円	250円
	30~34歳	210円	380円	460円	510円
	35~39歳	300円	550円	670円	770円
	40~44歳	440円	790円	970円	1,140円
	45~49歳	620円	1,150円	1,410円	1,700円
	50~54歳	1,000円	1,630円	1,940円	2,490円
	55~59歳	1,560円	2,520円	3,010円	3,970円
	60~64歳	2,270円	3,810円	4,580円	6,020円
	65~69歳	3,030円	5,350円	6,500円	8,560円
	70~74歳	3,760円	6,790円	8,310円	11,080円
	75~79歳	4,540円	8,190円	10,010円	13,560円
	80~84歳	5,340円	9,560円	11,670円	15,860円
	85~89歳	6,100円	10,740円	13,060円	17,560円

※保険料は、保険の対象となる方の年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)によって異なります。

保険金をお支払いする主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

お支払いする保険金

がん診断確定*1された場合や、がん治療のために入院をされた場合等に保険金をお支払いします。

*1 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。



がん診断保険金

がん診断確定されたときに保険金(一時金)をお支払いします。



がん入院・手術
保険金

がんで入院(日帰り入院も含みます。)や所定の手術*1をしたときに
保険金をお支払いします。

*1 時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみ保険金をお支払いします。
*2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

がん再発転移保険金

がんで所定の治療*1を受けた後、治療を受けたがんが再発または転移したと診断確定されたときは、治癒や最終の診断確定日からの期間にかかわらず保険金をお支払いします。
*1 所定の治療については、「補償の概要等」をご確認ください。

がん生活支援保険金

以下の場合に、毎年1回、最大で10年間(10回)にわたり保険金をお支払いします。
①がん診断確定されたとき(第1回がん生活支援保険金)
②てん補期間*1中に、がんの治療を直接の目的として毎年所定の治療*2を受けたとき(第2回以後がん生活支援保険金)

*1 がん診断確定された日から10年後の応当日の前日までの期間をいいます。

*2 所定の治療については、「補償の概要等」をご確認ください。

3. 介護補償（一時金払介護）

認知症
アシスト付き



ご加入に際して

新規ご加入の方およびS→W1へタイプを変更される方は、「告知事項質問書（ご質問内容）」に
お答えのうえ、加入依頼書の健康状態告知欄にご署名が必要となります。
告知につきましては、P.43告知の大切さに関するご案内を必ずご確認ください。



介護に
かかる
お金は？

一時費用*1の合計
平均 **74万円**

月々の介護費用とは別に、
自宅の改修費用や車いす、特殊ベッド等の福祉用品の
購入等により初期費用がかかる可能性があります。

*1 公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。

【出典】(公財) 生命保険文化センター「2021（令和3）年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに東京海上日動にて作成

要介護状態初期に一時的に必要な主な費用の目安(自費で購入等した場合)

車いす	階段昇降機	特殊寝台（介護ベッド）
自走式6～19万円 電動式30～50万円	いす式直線階段用 50万円～ ※工事費別途	15～50万円 ※機能により金額は異なる
手すり	ポータブルトイレ	移動用リフト
廊下・階段・浴室用等 1万円～ ※サイズ・素材により金額は異なる（工事費別途）	水洗式 1～4万円 シャワー式 10～25万円	据置式 20～50万円 レール走行式 50万円～ ※工事費別途

【出典】(公財) 生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2021年7月改訂版)をもとに東京海上日動にて作成

だから 介護にはまとまった資金準備があると安心です。

お支払いする保険金



介護補償保険金
公的介護保険連動型
(要介護3)

保険の対象となる方(被保険者)が所定の要介護状態となった場合に、保険金
(一時金)をお支払いします。

※公的介護保険制度*1に基づく要介護3以上の認定を受けた場合に限りです。これにより、公的介護保
険制度において自己負担となる自宅改修や介護用品購入等の介護に要する費用に備える事ができます。
*1 公的介護保険制度については、次ページ「公的介護保険制度とは」をご確認ください。
また、認知症になっても安心して生活いただけるよう、保険の対象となる方とご家族を支える各種
サービス(搜索支援サービス等)をご用意しています(サービスの具体的な内容は、「サービスのご案内」
をご参照ください。)

保険金額・保険料

【保険期間:1年間 団体割引:20% 損害率による割引:15%】※ご加入口数は1口のみです。

本人型



男性・女性共通



配偶者、ご両親、
お子様等も、
ご加入いただけ
ます。

満40歳以上
84歳以下

※詳細はP.7を
ご覧ください。

タイプ名	スタンダード(S)	ワイド(W1)
介護補償保険金額	100万円	200万円
1名あたり保険料		
月払		
40～44歳	20円	50円
45～49歳	30円	60円
50～54歳	40円	80円
55～59歳	60円	110円
60～64歳	120円	240円
65～69歳	350円	700円
70～74歳	770円	1,540円
75～79歳	1,790円	3,570円
80～84歳	3,400円	6,800円

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)によって異なります。

※介護補償(年金払介護)から介護補償(一時金払介護)への変更または介護補償(一時金払介護)から介護補償(年金払介護)への変更はできません。

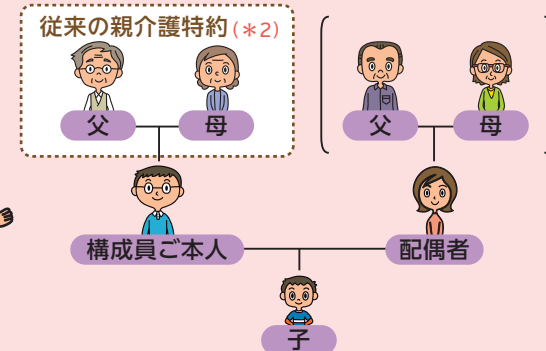
おすすめポイント

- 加入者の両親だけでなく、
ご家族(含む配偶者の両親)も、
ご本人による代理告知により
手間なくご加入頂けます！

- (※2) 構成員ご本人が医療補償に加入した場合の親介護特約の被保険者にな
れる方の範囲となります。
- (※3) 被保険者になれる方の範囲は構成員ご本人とその家族(※4)となります。
- (※4) 「家族」とは、配偶者、子供、両親、兄弟および構成員ご本人と同居してい
る親族をいいます。



(例) 介護補償(※3)



公的介護保険制度とは

【公的介護保険制度の概要】

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保
険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービス
を受けることができます。

【公的介護保険制度の
被保険者(加入者)と受給要件】

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下 *1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、 末期がん・関節リウマチ 等の加齢に起因する疾 病(16種類の特定疾病) による場合に限定	原因を問わず以下の状態となつた とき ●要介護状態 (寝たきり、認知症等で介護が必要 な状態) ●要支援状態 (日常生活に支援が必要な状態)

*1 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

【公的介護保険制度における
要介護(要支援)状態区分について】

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に
分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当 (自立)	歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自 分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用 等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
1	日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行 うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状 態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に 資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支 援を要する状態。
2	要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力 がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態 の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防 給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込ま れる状態。

状態区分	状態像
1	要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力が さらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人 で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障 害等により予防給付の利用について適切な理解が困 難である状態。
2	要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分 的な介護が必要となる状態。
3	要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的 日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ 全面的な介護が必要となる状態。
4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護 なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介 護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

ご存知
ですか？

在宅介護および働き盛り世代の介護率が増加傾向にあります。

介護の中心は「在宅介護」

家族が要介護状態になった場合の介護
形態は、「在宅介護」と「施設介護」に大別
されますが、介護形態の中心は「在宅介
護」になっています。

介護を理由にした離職者

平成28年10月からの1年間に、家族の介護や
看護を理由に仕事を辞めた人は9万9千人。
そのうち約半分が働き盛りの40～50代の人と
なっています。

仕事と介護を両立できる
仕組みづくりが
必要だと言えます。

「平成29年就業構造基本調査」(総務省統計局)をもとに当社にて作成

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

3. 介護補償（年金払介護）



ご加入に際して

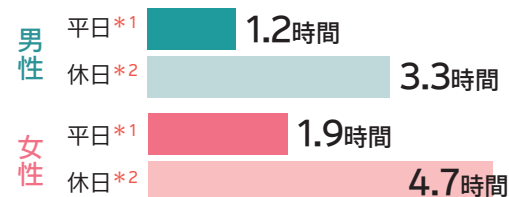
新規ご加入の方は、加入依頼書の「健康状態告知書（ご質問内容）」にお答えのうえ、加入依頼書の回答欄・署名欄にご記入・ご署名が必要となります。
告知につきましては、**P.43告知の大切さに関するご案内を必ずご確認ください。**



介護で仕事を
やめたくないなあ

介護と仕事の両立

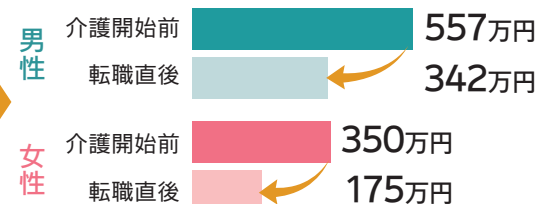
働きながら介護を行っている人の平均介護時間



*1 仕事ありの日 *2 仕事なしの日

働きながら介護を行う場合、
経済的負担に加え、長時間にわたる介護で
時間的にも大きな負担が生じます。

介護開始前（離職前）、転職直後の平均年収比較



毎年
約10万人が
介護離職
しています

介護離職を余儀なくされた場合、
転職後の年収が大きく減少する
リスクがあります。

【出典】「平成29年就業構造基本調査」（総務省統計局）
をもとに東京海上日動にて作成
【出典】（公財）ダイヤ高齢社会研究財団「仕事と介護の
両立と介護離職に関する調査（平成27年3月）」
をもとに東京海上日動にて作成

介護と仕事の両立ができるよう、ホームヘルパーの
活用も見据え、資金準備があると安心です。

4つの特長

① 長期間の安心

介護補償（年金払介護）では、最大10年間（10回）保険金を受け取ることができますが、
介護期間が長期にわたった場合も安心です。

② リーズナブルな保険料

保険金のお支払いを年金払方式とし、要介護状態*1が継続している期間にのみ保険金をお
支払いすることにより、リーズナブルな保険料を実現しています。

③ 仕事と介護の両立

親を保険の対象となる方にご加入いただくことで、親が要介護状態*1となった場合に備えることができます。

④ 充実のサービス（認知症アシスト）

認知症になっても安心して生活いただけるよう、保険の対象となる方とそご家族を支える各種サービス（検索支援サービス等）をご
用意しています（サービスの具体的な内容は、「サービスのご案内」をご参照ください。）。

*1 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。



お支払いする保険金

年金払介護補償 保険金

保険の対象となる方が公的介護保険制度に基づく要介護3以上になった場合に、最初
に要介護状態*1となったその日から毎年1回、その日を含めて最大で10年間（10回）
にわたり保険金をお支払いします。

*1 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。



- 一時金払介護（S、W1）と年金払介護（W2）は同時にご加入いただくことはできません。
 - 一時金払介護（S、W1）から年金払介護（W2）または年金払介護（W2）から一時金払介護（S、W1）への変更はできません。
- ※年金払介護へ変更する場合は一時金払介護を脱退のうえ、年金払介護にご加入ください。改めて告知が必要となります。また、新しい加入依頼書にご記入のうえご提出ください。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料

【保険期間：1年間 団体割引：20% 損害率による割引：15%】※ご加入口数は1口のみです。

本人型



配偶者、お子様、
ご両親等も、
ご加入いた
できます。

満40歳以上
79歳以下

※詳細はP.7を
ご覧ください。

タイプ名

ワイド（W2）

おすすめ

性別	男性	女性
てん補期間*1	10年	
年金払介護補償保険金額	100万円	
40～44歳	110円	100円
45～49歳	130円	120円
50～54歳	180円	160円
55～59歳	250円	230円
60～64歳	540円	490円
65～69歳	1,350円	1,660円
70～74歳	2,550円	3,780円
75～79歳	5,840円	8,860円
80～84歳（更新のみ）	10,230円	16,040円

*1 年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年（10回目の保険金支払基準日まで）をいいます。

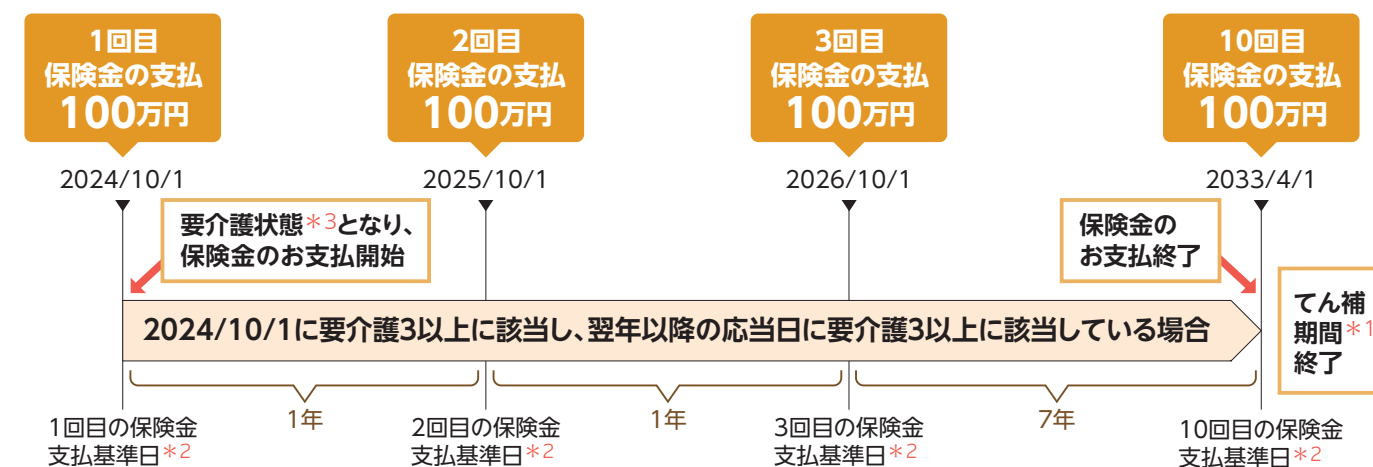
※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢（団体契約の始期日時点の年齢をいいます。）、および性別によって異なります。

※更新契約の場合は、更新時の保険の対象となる方ご本人の年齢が満84歳以下とします。

介護補償（年金払介護）の保険金お支払い方法

【ご加入例】 W2タイプ

年金払介護補償保険金額：100万円、保険期間：1年間（2024/9/16～2025/9/16）
てん補期間*1：10年（10回目の保険金支払基準日*2まで）



※てん補期間*1中の保険金支払基準日*2時点で、公的介護保険制度に基づく要介護3以上から要介護2以下に回復している年度は保険金をお支払いしません。
その翌年度以降のてん補期間*1中の保険金支払基準日*2に、再度要介護状態*3に該当している場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補
期間*1は1回目の保険金支払基準日*2から通算した期間となります。

（例：最初に保険金をお支払いした後、すぐに回復したため、翌年以降5年間保険金をお支払いをしていない場合、その翌年に別の理由で再度要介護状態*3に該
当し、それが継続したとしても、その後の保険金のお支払いは最大4年分となります。）

※てん補期間*1中に死亡した後の保険金支払基準日*2においては、保険金をお支払いしません。

*1 第1回年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年（10回目の保険金支払基準日*2まで）をいいます。

*2 1回目は最初に保険金を支払うべき要介護状態*3に該当した日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。

*3 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

4. 傷害補償 (ケガへの備え)



おすすめ!



もしもののケガのリスクに備えて「傷害補償」があると安心です。



交通事故



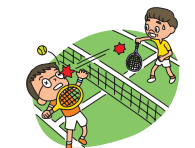
労災事故



自転車でのケガ



業務中のケガ



スポーツ中のケガ



旅行中のケガ

だから 入院・通院などへの資金準備があると安心です。 様々なケガを補償します。

お支払いする保険金

日本国内外を問わず、「急激かつ偶然な外来の事故」により保険の対象となる方がケガをされた場合に保険金をお支払します。



死亡・後遺障害保険金

ケガで死亡されたり後遺障害が生じたときに、保険金をお支払いします。



入院・手術保険金

ケガで入院^{*1}や手術^{*2}をしたときに、保険金をお支払いします。

^{*1} 事故の日から365日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について365日を限度とします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院をした場合に限りです。

^{*2} 事故の日から365日以内に受けた手術に限りです。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。



通院保険金

ケガで通院したときに、保険金をお支払いします。

※事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

天災危険補償特約 <追加補償>

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によりケガをした場合に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院の各保険金をお支払いします。

保険金額・保険料

【保険期間:1年間 団体割引:20% 損害率による割引:15%】 加入限度口数 10口
※損害率による割引は、天災危険補償特約には適用されません。

※下表はすべて1口あたりの金額です。



配偶者、お子様、ご両親等も、ご加入いただけます。

※詳細はP.7をご覧ください。

本人型 ※詳細はP.7をご覧ください。

おすすめ

本人型			
交通事故限定補償 ^{*1} (交通事故傷害危険のみ補償特約セット)		24時間補償	24時間補償 + 天災危険補償 ^{*2}
エコノミー(E)		スタンダード(S)	ワイド(W)
加入口数		1口 ~ 10口	1口 ~ 10口
死亡・後遺障害保険金額		100万円	100万円
入院保険金日額 ^{*3} (1日あたり)		1,500円	1,500円
通院保険金日額 (1日あたり)		1,000円	1,000円
天災危険補償		—	セット
保険料 月払	職種級別A ^{*4}	160円	390円
	職種級別B ^{*4}		590円
		スタンダード(S)	ワイド(W)
		1口 ~ 10口	1口 ~ 10口
		100万円	100万円
		1,500円	1,500円
		1,000円	1,000円
		—	セット
保険料 月払	職種級別A ^{*4}	160円	450円
	職種級別B ^{*4}		650円

^{*1} 国内外での交通事故等により、保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。交通事故等の定義についてはパンフレット記載の「補償の概要等」をご確認ください。
^{*2} 地震もしくは噴火またはこれらによる津波の天災を原因とするケガにも保険金をお支払いします。
^{*3} 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍 (入院中の手術) または 5倍 (入院中以外の手術) となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

^{*4} スタンダードタイプおよびワイドタイプの保険料は、補償の対象となる方ご本人の職種級別により異なります。職種級別Aの主な職種: 事務従事者、学生、家事従事者等職種級別B以外。職種級別Bの主な職種: 自動車運転者、建設作業員、農林業従事者、漁業従事者、採鉱・採石従事者、木・竹・草・つる製品製造従事者等。上記以外の職種級別Bに該当する職種はNEXCO保険サービスホームページをご参照くださいますようお願いいたします。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

5-1. 給与サポート (所得補償)



ご加入に際して

新規ご加入の方および口数を増やす方は、「告知事項質問書 (ご質問内容)」にお答えのうえ、加入依頼書の健康状態告知欄にご署名が必要となります。告知につきましては、P.43告知の大切さに関するご案内を必ずご確認ください。

病気やケガによる就業不能リスクに備えて「所得補償」があると安心です。

病気やケガの治療費は医療補償・傷害補償で補償できますが、そのほかにもこんな負担の心配が...

だから 安心して療養していただくための備えが必要です。



住宅ローン・家賃



車のローン



普段の生活費用



お子さまの教育費用

お支払いする保険金

所得補償 保険金

入院はもちろん自宅療養もカバーします!

病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間^{*1} (7日) を超えた場合に、最長1年間保険金をお支払いします。^{*2}

^{*1} 保険金をお支払いしない期間をいいます。

^{*2} 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。

天災危険補償特約 <追加補償>

地震もしくは噴火またはこれらによる津波により病気やケガをした場合に、所得補償保険金をお支払いします。

保険金額・保険料

【保険期間:1年間 団体割引:20% 損害率による割引:15%】 加入限度口数 10口
※損害率による割引は、天災危険補償特約には適用されません。



保険料は保険の対象となる方ご本人の職種や年齢 (団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。) によって異なります。
一般事務従事者は基本級別1級となります。一般事務従事者以外の方はNEXCO保険サービスホームページをご参照の上、該当の基本級別および保険料をご確認くださいようお願いいたします。

※下表はすべて1口あたりの金額です。

タイプ名		スタンダード(S)				ワイド(W)			
加入限度口数		1口 ~ 10口				1口 ~ 10口			
免責期間 ^{*1}		7日間				7日間			
てん補期間 ^{*2}		1年間				1年間			
所得補償保険金額 (月額)		5万円				5万円			
天災危険補償						セット			
保 険 料 月 払	基本級別	1級	2級	3級	4級	1級	2級	3級	4級
	15~19歳	180円	210円	250円	300円	190円	220円	260円	320円
	20~24歳	270円	310円	360円	440円	280円	320円	380円	460円
	25~29歳	300円	350円	400円	500円	310円	360円	420円	520円
	30~34歳	370円	430円	500円	610円	390円	440円	520円	640円
	35~39歳	460円	530円	620円	760円	480円	550円	650円	790円
	40~44歳	580円	660円	780円	950円	600円	690円	810円	990円
	45~49歳	690円	790円	930円	1,130円	720円	820円	970円	1,180円
	50~54歳	800円	920円	1,070円	1,310円	830円	950円	1,120円	1,370円
	55~59歳	850円	980円	1,150円	1,400円	890円	1,020円	1,200円	1,460円
	60~64歳	900円	1,030円	1,210円	1,480円	930円	1,070円	1,260円	1,540円
	65~69歳	1,340円	1,540円	1,810円	2,210円	1,400円	1,610円	1,890円	2,300円
	70~74歳	1,790円	2,060円	2,410円	2,950円	1,860円	2,140円	2,520円	3,070円
	75~79歳	2,680円	3,080円	3,620円	4,420円	2,790円	3,210円	3,770円	4,610円
	80歳~	3,570円	4,110円	4,820円	5,890円	3,730円	4,280円	5,030円	6,140円

※所得補償保険金額は、平均月間所得額^{*3}の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。

^{*1} 保険金をお支払いしない期間をいいます。
^{*2} 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。
^{*3} 直前12か月における保険の対象となる方ご本人の所得^{*4}の平均月額をいいます。
^{*4} 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

5-2. 給与サポート (GLTD 団体長期障害所得補償)



病気やケガで長期間働けなくなったとき、
今ご加入されている保険だけで
大丈夫ですか？

病気やケガによる長期の就業障害を原因とする収入の
減少は、公的保障では十分にカバーできていません。

例えば 退職 収入が途絶えてしまう 保険 生命保険、年金の掛金の支払いは続く
公的保障 障害厚生年金等の受給は重度障害の認定がされた場合のみ 住宅ローン 支払いは続く
医療保険 1入院あたりの支払限度日数の制限があり、また、退院後の継続補償がない

さらに医療費や介護費用がかかります。ローンの支払いや毎月の生活費は？
長期の傷病はご本人と家族にとって大きなリスクになります。



病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間^{*1} (60日) を超えた場合に、最長満60歳の誕生日
まで長期間にわたり保険金をお支払いします。
地震もしくは噴火またはこれらによる津波の天災を原因とする病気やケガによる就業障害も対象と
なります！(天災危険補償特約セット)

ただし、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は、55歳以上の場合は3年となります。

^{*1} 保険金をお支払いしない期間をいいます。

認知症・メンタル疾患 補償特約

メンタルヘルス不調等の精神障害の場合に保険金をお支払いします。^{*1}

^{*1} ただし、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。
また、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は2年となります。

妊娠に伴う身体障害補償特約 <スタンダード(S2)・ワイド(W2)プランのみ>

妊娠に伴う病気やケガの場合に保険金をお支払いします。
免責期間^{*1}は90日となります。

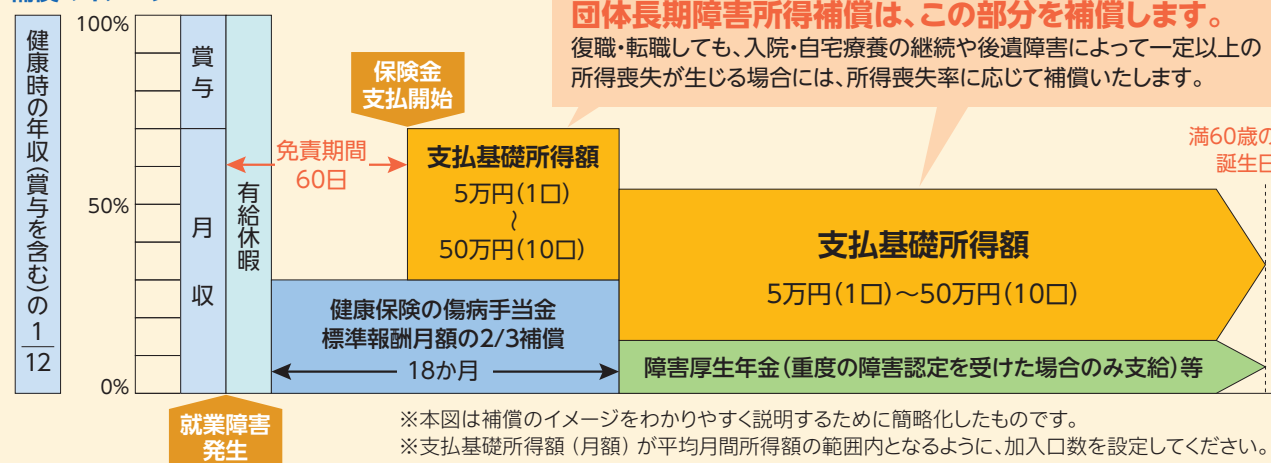
^{*1} 保険金をお支払いしない期間をいいます。

治療と仕事の両立支援特約 <ワイド(W)プランのみ>

三大疾病 (がん・急性心筋梗塞・脳卒中) により働けなくなり、早期に短時間勤務等で
復職をした場合も、所定の要件を満たすときには保険金をお支払いします。^{*1}

^{*1} 所定の要件については、「補償の概要等」の就業障害の定義をご確認ください。

<補償のイメージ>



保険金額・保険料

【保険期間: 1年間 団体割引: 20%】 加入限度口数 10口※

※下表はすべて1口あたりの金額です。

免責期間^{*1}: 60日間

てん補期間^{*2}: 60歳の誕生日まで (55歳以上の場合は3年)

本人型



配偶者、ご両親、
お子様等も、
ご加入いた
だけます。

満15歳以上
59歳以下

※詳細はP.7を
ご覧ください。

タイプ名		スタンダード			ワイド		
		(S1)	(S1)	(S2)	(W1)	(W1)	(W2)
性 別		男 性	女 性		男 性	女 性	
加入口数		1口 ～ 10口			1口 ～ 10口		
支払基礎所得額(月額)		5万円			5万円		
妊娠に伴う身体障害(免責期間:90日)		_____	_____	セット	_____	_____	セット
治療と仕事の両立支援		_____	_____	_____	セット	セット	セット
保 険 料 月 払	15～24歳	550円	360円	410円	550円	370円	420円
	25～29歳	600円	470円	580円	610円	500円	600円
	30～34歳	680円	650円	760円	700円	740円	850円
	35～39歳	840円	940円	1,080円	880円	1,130円	1,270円
	40～44歳	1,130円	1,380円	1,400円	1,250円	1,700円	1,730円
	45～49歳	1,490円	1,780円	1,780円	1,720円	2,190円	2,190円
	50～54歳	1,580円	1,780円	1,780円	1,800円	2,110円	2,110円
	55～59歳	1,360円	1,380円	1,380円	1,570円	1,550円	1,550円

※支払基礎所得額は、平均月間所得額^{*3}の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。

天災危険補償特約 自動セット

地震もしくは噴火またはこれらによる津波の天災を原因とする病気やケガによる就業障害も
対象となります。

認知症・メンタル疾患補償特約 自動セット

メンタルヘルス不調等の精神障害の場合にも保険金をお支払いします。(てん補期間^{*2}: 2年)
ただし、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。

治療と仕事の両立支援特約

(Wタイプのみ)

三大疾病 (がん・急性心筋梗塞・脳卒中) により働け
なくなり、早期に短時間勤務等で復職をした場合も、所定
の要件を満たすときには保険金をお支払いします。

※保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)や性別によって異なります。
※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)が満15歳以上満59歳以下の方に限ります。
※年齢によっては、治療と仕事の両立支援特約のセット有無にかかわらず、保険料が同一となる場合があります。

^{*1} 保険金をお支払いしない期間をいいます。
^{*2} 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。
^{*3} 直前12か月における保険の対象となる方(被保険者)ご本人の所得^{*4}の平均月額をいいます。
^{*4} 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害に
より支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

保険金額(口数)の設定方法

平均月間所得額の80%以下を目安として設定してください。
(平均月間所得額を超える金額を設定することはできません)

$$\text{平均月間所得額} = \frac{\text{年間総収入}(\text{※1}) - \text{就業障害となることにより支出を免れる金額}(\text{※2})}{12(\text{か月})} - \text{就業障害の発生にかかわらず得られる収入}(\text{※3})$$

(例) 月々の給与: 20万円 (20万円×12か月+60万円)÷12 = 25万円(平均月間所得額)
賞与(年間): 60万円の場合 25万円×80% = 20万円

4口(20万円)まで
加入可能です。

^{*1} 申込直前12か月の総収入をいいます(賞与を含んだ税引前の金額)
^{*2} 給与所得者の方の場合は特に該当するものはありませんが、事業所得がある場合には、その事業に要する経費をいいます(ただし、就業障害となっ
ても支出を免れない場合には含みません)。
^{*3} 利子所得、配当所得、不動産所得 等をいいます。役員報酬 等(ただし、就労の有無にかかわらず得られるもののみ)がある場合にはこれらも含みます。

【特にご注意ください点】

「他の保険契約等(※)」がある場合には、それぞれの支払い責任額の合計額が平均月間所得額を超えない様設定をしてください。他の保険契約等との支
払い責任額の合計額が平均月間所得額を超えており、かつ他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることが
ありますので、十分にご注意ください。

※他の保険契約等とは、就業障害、就業不能に伴う所得の損失・減少を補償する保険や共済契約の商品が該当します。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

6. 個人賠償責任補償



ご家族の方などがご加入いただくことによって同居の親族等も補償の対象となります。
※詳細はP.7をご覧ください。

日常生活全般プラン（24時間補償）

◆日常生活での損害賠償責任を補償するタイプ

日本国内外を問わず、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りたものや預かったもの（受託品）
※1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※1 携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含まれません。

例えば…

- ・買い物中、誤って商品を壊してしまった。
- ・自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。
- ・他人から借りた旅行カバンを盗まれた。



おすすめ!

自転車による賠償責任事故に備えられます!

7-1. 住宅内生活用動産



家族型補償ですので同居の親族等も補償の対象となります。
※詳細はP.7をご覧ください。

◆住宅内の動産（家財）を補償するタイプ

日本国内で、自宅内の家財が偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券（小切手は含みません）、商品・製品や設備・什器（じゅうぎ）等は、補償の対象となりません。

例えば…

- ・自宅の火災により家財が焼失してしまった。
- ・自宅に空き巣が入り、家財が盗難にあった。

お客様の就学に伴う下宿先に所在する家財も補償の対象となります!



住宅内生活用動産に加入する場合は、医療・がん・介護・給与サポート（所得補償・GLTD）・傷害補償のいずれかの補償にもご加入いただく必要があります。

保険金額・保険料

【保険期間：1年間 団体割引：20% 損害率による割引：15%】
※ご加入口数は1口のみです。

タイプ名	家族型 ※詳細はP.7をご覧ください。	
	スタンダード(S)	ワイド(W)
保険金額	500万円	1,000万円
免責金額	5,000円	5,000円
保険料 月払	1,080円	1,620円



ご家族の方などがご加入いただくことによって同居の親族等も補償の対象となります。
※詳細はP.7をご覧ください。

7-2. 携行品補償

◆携行品を補償するタイプ

日本国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券（小切手は含みません）、商品・製品や設備・什器（じゅうぎ）等は、補償の対象となりません。

例えば…

- ・旅行中、誤ってカメラを落として壊してしまった。
- ・外出中、ハンドバッグをひったくられた。



保険金額・保険料

【保険期間：1年間 団体割引：20% 損害率による割引：15%】
※ご加入口数は1口のみです。

タイプ名	家族型 ※詳細はP.7をご覧ください。	
	スタンダード(S)	ワイド(W)
保険金額	30万円	50万円
免責金額	5,000円	5,000円
保険料 月払	180円	300円

弁護士費用等（人格権侵害等）補償特約（Wタイプのみ）

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢※1・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ※2等により精神的苦痛を被った場合※3に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。

- ※1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。
- ※2 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。
- ※3 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限りです。

例えば…

- ・自転車で轢かれ、大けがを負ったが、相手が保険に加入しておらず何も対応してもらえないので、損害賠償請求したい。
- ・電車内で痴漢※1され、怖くて電車に乗れなくなってしまったため、相手に損害賠償請求したい。
- ・子どもが学校で、所持品を隠される、無視される、SNS上で悪口を記載される等のいじめを受け、不登校になった。どのように対処すべきか、弁護士に相談したい。



※弁護士費用等（人格権侵害等）の補償内容については、P.35をご確認ください。
※保険期間中に、弁護士費用等（人格権侵害等）がセットされたタイプに変更することはできません。

保険金額・保険料

【保険期間：1年間 団体割引：20% 損害率による割引：15%】 ※ご加入口数は1口のみです。

タイプ名	家族型 ※詳細はP.7をご覧ください。	
	スタンダード(S)	ワイド(W)
保険金額	国内：無制限 国外：1億円	国内：無制限 国外：1億円
免責金額	なし	なし
弁護士費用等（人格権侵害等）補償特約	なし	セット （保険金額：300万円）
保険料 月払	160円	310円

おすすめ

示談代行サービス付き

個人賠償責任については日本国内での事故（訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。



8. ホールインワン・アルバトロス費用



例えば…

- ・ホールインワンを達成したため、記念品を購入し、同伴競技者に贈呈した。

国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフのプレー中に、以下のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝いの費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。

- 以下のア、およびイの両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス※1
- ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者※2
- 記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス

- ※1 公式競技の場合は、ア.またはイ.のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロスとします。
 - ※2 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。
- ※ホールインワンまたはアルバトロスの証明として東京海上日動が求める証明書（同伴競技者と同伴競技者以外の第三者の両方が目撃したことの証明およびゴルフ場の証明または映像等）をご提出いただきます。
- ※上記以外にも、保険金をお支払いするために必要な条件があります。詳細は「補償の概要等」をご確認ください。

セルフプレーは同伴キャディがいいため、同伴キャディ以外の第三者の目撃証明があるときまたは映像等によりその達成を客観的に確認できるときに限り保険金をお支払いします。



ホールインワン・アルバトロス費用に加入する場合は、医療・がん・介護・給与サポート（所得補償・GLTD）・傷害・個人賠償責任のいずれかの補償にもご加入いただく必要があります。

保険金額・保険料

【保険期間：1年間 団体割引：20% 損害率による割引：15%】
※ご加入口数は1口のみです。

タイプ名	本人型 ※詳細はP.7をご覧ください。	
	スタンダード(S)	ワイド(W)
保険金額	30万円	50万円
免責金額	なし	なし
保険料 月払	210円	340円

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1: 24時間365日

0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です
(予約受付は、24時間365日)。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、最先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。
*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間

いづれも土日祝・年末・年始を除く

- 電話介護相談: 9:00～17:00
- 各種サービス優待紹介: 9:00～17:00

0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。
*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。
[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。
*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。
*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間

いづれも土日祝・年末・年始を除く

- 法律相談: 10:00～18:00
- 税務相談: 14:00～16:00
- 社会保険に関する相談: 10:00～18:00
- 暮らしの情報提供: 10:00～16:00

0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

メンタルヘルスサポート

職場や家庭等で起こるさまざまな「こころ」の問題の解決をバックアップします。



受付時間

[日祝を除く]

9:00～21:00

0120-783-503

メンタルヘルス電話相談

職場や人間関係に関するお悩み等、メンタルヘルスについて看護師等にお電話でご相談いただけます。

対象となる補償

団体長期障害所得補償にご加入いただいた場合

自動セット

認知症アシスト

脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合のご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。



受付時間

[いづれも土日祝・年末・年始を除く]

9:00～17:00

- 緊急連絡ステッカー
- 「認知症のひとと家族の会」紹介

0120-775-677

- 脳の健康度チェック
- 認知症介護電話相談

0120-002-531

0120-801-276

検索支援サービス

【緊急連絡ステッカー】
「緊急連絡ステッカー」をご希望に応じてお送りします*1。行方不明となった認知症の方を発見した方が持ち物に貼付された「緊急連絡ステッカー」に記載のフリーダイヤルに連絡してIDを入力すると、連絡先等の個人情報を公開せずにご家族等と通話することができます。
*1 ステッカーのお申込みは、保険の対象となる方が医師から認知症の診断を受けている場合に、初年度契約からの連続した保険期間中またはてん補期間中を通じて1回に限りです。ステッカーはフリーダイヤルにて受け付けた日の翌月末頃発送します。
※ステッカーの有効期限は登録から3年2か月です。有効期限後もステッカーをご利用される場合は、(一社)セーフティネットリンケージへご入会いただき、会費等のお支払いが必要となります。

脳機能向上トレーニング

【検索協力支援アプリ「みまもりあいアプリ」】
「みまもりあいアプリ」は、(一社)セーフティネットリンケージが取り組む「みまもりあいプロジェクト*2」の支援ツールです。ご家族や介護ヘルパー等、認知症の方の行方不明時にご協力いただける方にあらかじめ本アプリをダウンロードしていただくことで、行方不明時に、「搜索依頼」と「行方不明の方の情報や顔写真」を一斉送信することができます。配信情報は、アプリ内の発見ボタンを押すことで協力者に発見・御礼通知を配信するとともに消去されます。
*2 「緊急連絡ステッカー」と「搜索協力支援アプリ」を使って、外出時の万一の事態（行方不明・事故等）に、地域で助け合える協力者を増やし、見守り合える街を育てる活動です。

対象となる補償

介護補償にご加入いただいた場合

自動セット

脳機能向上トレーニング

（株）NeUが提供する脳機能向上トレーニング（『脳を鍛えるトレーニング』）をご利用いただけます。監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知見を基にしています。本トレーニングは、記憶力や注意力等脳機能の維持向上を目的としたものであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。



脳機能向上トレーニング『脳を鍛えるトレーニング』
[ホームページアドレス] <https://tmnf-brain-training.jp>



左記二次元コードを読み取り、表示に従い、加入者証券番号の入力およびユーザ登録を行っていただきご利用ください。

監修: 川島隆太氏

※本トレーニングは医療行為を行うものではありません。
※本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*3」をご利用いただくことも可能です。
*3 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

「認知症のひとと家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「(公社) 認知症のひとと家族の会*4」をご紹介します。*5
*4 認知症とともに生きることの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。
*5 年会費については、お客様にご負担いただきます。

脳の健康度チェック

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳の健康度」をセルフチェックできるサービス『のうKNOW』をご提供します。保険の対象となる方ご自身にて短時間（約15分）で測定することができ、定期的に脳の健康度チェックに取り組んでいただけます。
※本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。
※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

Android



iPhone



こころの目で見まもりあえる新企画。

みまもりあいプロジェクト

平仮名「みまもりあい」で検索、または左記二次元コードでアプリを取得しご利用ください。

22

23

サービスのご案内

いじめ・嫌がらせ・痴漢等 相談ダイヤル

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。

※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
 ※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。
 ※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、
 すべての問題解決を保証するものではありません。

いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法（加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等）について弁護士に電話で相談できます。
※弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

【対象となる相談内容】

以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。

- いじめ ●嫌がらせ ●痴漢 ●ストーカー行為
- 自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

受付時間 [いずれも土日祝・年末・年始を除く]

- いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス: 10:00～18:00
- 痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス: 7:30～9:30 / 17:00～22:00

 0120-300-575  0120-106-670

対象となる 補償

弁護士費用等(人格権侵害等)に
ご加入いただいた場合

**自動
セット**

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。

※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。



！ ご注意ください (各サービス共通)

- ご相談のご利用は、保険期間中（認知症介護電話相談については、てん補期間中も含みます。）にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
- ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- 各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。

- メディカルアシスト、介護アシスト、メンタルヘルスサポートの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。
また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

- ※1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。

- *2** 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

MEMO

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

医療補償

病気やケガにより、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等(介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
医療補償基本特約	疾病入院保険金	病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数 [*] を超えた場合 ▶疾病入院保険金日額に入院した日数(入院日数－疾病入院免責日数 ^{*1})を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数 ^{*2} を限度(疾病入院免責日数 ^{*1} は含みません。)とします。 ※疾病入院保険金支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。 [*] 1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 [*] 2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ ^{*1} ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ
	疾病手術保険金	病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術の算定対象として列挙されている手術 [*] を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。 ①重大手術(詳細は欄外ご参照) : 疾病入院保険金日額の40倍 ②①以外の入院中の手術 : 疾病入院保険金日額の10倍 ③①および②以外の手術 : 疾病入院保険金日額の5倍 [*] 1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして ^{*2} 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 [*] 2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。	・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ ・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ ・アルコール依存および薬物依存 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
	放射線治療保険金	病気やケガの治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療 [*] を受けられた場合 ▶疾病入院保険金日額の10倍の額をお支払いします。 [*] 1 血液照射を除きます。お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。	・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ ^{*2*3}
総合先進医療特約	総合先進医療基本保険金	病気やケガによって保険期間中に先進医療 ^{*1} を受けられた場合(保険の対象となる方が一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日に保険金支払事由に該当したものとみなします。) ▶先進医療にかかわる技術料 ^{*2} について保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、総合先進医療基本保険金額を限度とします。 [*] 1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養 ^{*3} を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養 ^{*3} は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)。 [*] 2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む) ii. 先進医療以外の評価療養のための費用 iii. 選定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用 [*] 3 次のいずれかに該当するものをいいます。 i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療	等 [*] 1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 [*] 2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払いの対象となります。 [*] 3 病気やケガを正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。
	総合先進医療一時金	病気やケガによって保険期間中に総合先進医療基本保険金支払われる先進医療を受けられた場合 ▶10万円をお支払いします。 ただし、総合先進医療一時金のお支払いは、保険期間を通じて、1回に限りです。	

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院
※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます(「重大手術の支払倍率変更に関する特約」が自動セットされています。)。
①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術
②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術
④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の全体または一部の移植手術

【「総合先進医療特約」における粒子線治療^{*1}費用のお支払いについて】

「総合先進医療特約」のお支払いの対象となる粒子線治療^{*1}について、一定の条件^{*2}を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療^{*1}にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。
事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに《お問い合わせ先》までご連絡ください(医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。)。
^{*}1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。
^{*}2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。
・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。
・粒子線治療^{*1}開始前に保険金のお支払い対象であることが確認できること。
※変更・中止となる場合があります。

がん補償

保険の対象となる方ががん^{*1}と診断確定された場合や、その治療のため入院・手術をされた場合等(介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

がん^{*1}と診断確定されたときに、がん^{*1}以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん^{*1}の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

^{*}1 補償対象となる「がん」とは、以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

「悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類-腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類-腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

【ご注意】初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません(この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。)

		保険金をお支払いする主な場合
がん補償基本特約	がん診断保険金	保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ■初めてがんと診断確定された場合 ■この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん(原発がん)を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ■原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 ▶がん診断保険金額をお支払いします。ただし、がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限りです。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。
	がん入院保険金	がんと診断確定され、その診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院(日帰り入院を含みます。)を開始された場合 ▶がん入院保険金日額に入院期間を乗じた額をお支払いします。 ※がん入院保険金支払われる期間中、さらにはがん診断保険金の支払事由に該当しても、がん入院保険金は重複してはお支払いできません。
	がん手術保険金	がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に所定の手術を受けられた場合 ▶手術の種類に応じてがん入院保険金日額の10倍、20倍または40倍の額をお支払いします。ただし、時期を同じくして ^{*1} 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。 [*] 1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
	がん再発転移補償特約	がんが認められない状態となったか否かや最終の診断確定日からの経過期間にかかわらず、がんと診断確定され、以下の治療を受けた場合で、治療を受けたがんが保険期間中に再発または転移 ^{*1} したと診断確定されたとき ■手術 ■放射線治療 ■抗がん剤治療 ■造血幹細胞移植 ▶がん再発転移保険金額をお支払いします。ただし、がん再発転移保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限りです。 [*] 1 他の臓器に転移した場合に限りです。なお、同一の種類の臓器が複数ある場合は、それらは同じ臓器とみなします。
がん生活支援特約		●第1回がん生活支援保険金 保険期間中にがんと診断確定された場合 ▶第1回がん生活支援保険金額をお支払いします。
		●第2回以後がん生活支援保険金 てん補期間 ^{*1} 中に、がんの治療を直接の目的として毎年以下の治療を受けた場合 ■手術 ■放射線治療 ■抗がん剤治療 ■造血幹細胞移植 ▶第2回以後がん生活支援保険金額をお支払いします。 ただし、保険金支払基準日 ^{*2} から翌年の応当日の前日までの間に上記いずれかの治療を受けなかった場合は、保険金をお支払いしません。その翌年度以降の保険金支払基準日 ^{*2} から翌年の応当日の前日までの間に上記いずれかの治療を受けた場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間 ^{*1} は1回目の保険金支払基準日 ^{*2} から通算した期間となります。 [*] 1 第1回がん生活支援保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年後の応当日(10回目の保険金支払基準日 ^{*2})の前日までをいいます。 [*] 2 1回目は最初に保険金を支払うべきがんと診断確定された日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。

介護補償(一時金払介護)

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。
この補償については、死亡に対する補償はありません。
保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【公的介護保険連動型(要介護3)】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
介護補償基本特約	保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合 ▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。 ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限りです。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態 ^{*1} ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 ・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 ・先天性疾患によって生じた要介護状態 ・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態 ^{*2*} ^{*3} 等
		^{*1} 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 ^{*2} 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払いの対象となります。 ^{*3} 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。

介護補償(年金払介護)

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合に、最初に要介護状態^{*1}となったその日から毎年1回、その日を含めて最大10年間(10回)にわたり保険金をお支払いします。
この補償については、死亡に対する補償はありません。
保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態^{*1}の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

^{*1} 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
介護補償基本特約 年金払介護補償特約	●第1回年金払介護補償保険金 保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合 ▶年金払介護補償保険金額をお支払いします。 ●第2回以後年金払介護補償保険金 既に第1回年金払介護補償保険金支払われた場合で、てん補期間 ^{*1} 中の保険金支払基準日 ^{*2} ごとに、保険の対象となる方が要介護状態 ^{*3} に該当しているとき ▶年金払介護補償保険金額をお支払いします。 ※てん補期間 ^{*1} 中の保険金支払基準日 ^{*2} 時点で、公的介護保険制度に基づく要介護3以上から要介護2以下に回復している年度は保険金をお支払いしません。その翌年度以降のてん補期間 ^{*1} 中の保険金支払基準日 ^{*2} に、再度要介護状態 ^{*3} に該当している場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間 ^{*1} は1回目の保険金支払基準日 ^{*2} から通算した期間となります。 (例:最初に保険金をお支払いした後、すぐに回復したため、翌年以降5年間保険金をお支払いをしていない場合、その翌年に別の理由で再度要介護状態 ^{*3} に該当し、それが継続したとしても、その後の保険金のお支払いは最大4年分となります。)	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態 ^{*1} ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 ・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 ・先天性疾患によって生じた要介護状態 ・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態 ^{*2*} ^{*3} 等
	上記にかかわらず、保険の対象となる方がてん補期間 ^{*1} 中に死亡した後の保険金支払基準日 ^{*2} においては、保険金をお支払いしません。 ^{*1} 第1回年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年(10回目の保険金支払基準日 ^{*2} まで)をいいます。 ^{*2} 1回目は最初に保険金を支払うべき要介護状態 ^{*3} に該当した日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。 ^{*3} 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。	^{*1} 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 ^{*2} 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態 ^{*4} については、保険金のお支払いの対象となります。 ^{*3} 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。 ^{*4} 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

※保険期間の開始時以降に公的介護保険制度の改正が行われた場合には、その制度の改正の内容または程度等に応じ、この保険契約の保険期間の開始時点において有効な公的介護保険制度に基づく要介護3以上に相当すると認められる状態を要介護状態とみなします。

傷害補償

■「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ^{*1}をした場合に保険金をお支払いします。
■「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットされる場合は、「交通事故等」^{*2}により、保険の対象となる方がケガ^{*1}をした場合に保険金をお支払いします。

- ^{*1} ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。
- ^{*2} 交通事故等とは以下のものをいいます。
■運行中の交通乗用具^{*3}との衝突、接触等の交通事故 ■運行中の交通乗用具^{*3}に搭乗している間の事故 ■乗客として駅の改札口を入ってから出るまでの駅構内における事故 ■作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故 ■交通乗用具^{*3}の火災による事故 等
- ^{*3} 自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等をいいます(身体障害者用の車いすも含みます。)

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡 保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。
	後遺障害 保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
傷害補償基本特約	入院 保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて365日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について365日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをさせても入院保険金は重複してはお支払いできません。
	手術 保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術 ^{*1} または先進医療 ^{*2} に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて365日以内に受けた手術1回に限りです。 ^{*3} ^{*1} 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 ^{*2} 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。) ^{*3} 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。
傷害補償基本特約	通院 保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをさせても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等 ^{*1} を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 ^{*1} ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。
		・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ^{*1} ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等
傷害補償基本特約		＜「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットされない場合のみ＞ ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ 等
		＜「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットされる場合のみ＞ ・グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーン等に搭乗している間に生じた事故によって被ったケガ ・職務として荷物等の積み込み作業、積み卸し作業または整理作業をしている間のその作業によるケガ ・職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃をしている間のその作業によるケガ ・極めて異常かつ危険な方法で交通乗用具に搭乗している間のケガ 等
傷害補償基本特約		^{*1} 「天災危険補償特約」をセットされる場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガに対しても保険金をお支払いします。

所得補償

病気やケガによって所定の就業不能になった場合^{*1}に、保険の対象となる方が被る損失に対して保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後、または病気やケガが治ゆした後は、いかなる場合でも「就業不能」とはいいません。

^{*1} 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により所定の就業不能になった場合についても、保険金をお支払いします（「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」が自動セットされます。）。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償基本特約	病気やケガによって保険期間中に就業不能となり、その期間が継続して 免責期間 ^{*1} を超えた場合 ▶保険金額(月額)に就業不能期間(月数) ^{*2} を乗じた額をお支払いします。ただし、保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額 ^{*3} を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ^{*1} 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、免責期間を適用しません。) ^{*2} 「てん補期間 ^{*4} 内の就業不能の日数」をいいます(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、4日を加えた日数をいいます。)。お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1 か月を30日として日割りで計算します。 ^{*3} 免責期間 ^{*1} が始まる直前12か月における保険の対象となる方の所得 ^{*5} の平均月額をいいます。 ^{*4} 同一の病気やケガによる就業不能 ^{*6} (または骨髄採取手術による就業不能)に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間(免責期間 ^{*1} 終了日の翌日からの期間)のことをいいます。原則として1 年または2 年となります。 ^{*5} 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。 ^{*6} 就業不能が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業不能の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。))によって再び就業不能となった場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業不能 ^{*1} ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業不能 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業不能 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業不能 ・妊娠または出産による就業不能 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業不能 ・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業不能 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業不能 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。))の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能 ^{*2*3} ・就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」をセットした最初の保険契約の保険始期日から、その日を含めて1 年を経過した日の翌日の午前0 時時点で既に発生している就業不能 等

※「就業不能」とは、病気やケガの治療のための入院、または入院以外で医師等の治療を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、加入依頼書等に記載の職業・職務に終日従事できない状態^{*1}をいいます。

※「骨髄採取手術」とは、保険の対象となる方が、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

^{*1} 例えば、保険の対象となる方が医師の場合には全日休診、保険の対象となる方が会社員の場合には終日出社できない状態をいいます。したがって、半日でも職業・職務に従事した場合等は、終日従事できない状態とはいいいません。

団体長期障害所得補償(GLTD^{*1})定額型

病気やケガによって所定の就業障害になった場合に保険の対象となる方が被る損失に対して長期間にわたり保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後は、いかなる場合でも「就業障害」とはいいません。

^{*1} GLTDは団体長期障害所得補償(Group Long Term Disability)の略称です。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償基本特約	病気やケガによって保険期間中に就業障害となり、その期間が継続して免責期間 ^{*1} を超えた場合 ▶就業障害期間 ^{*2} 1 か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。 支払保険金＝支払基礎所得額 ^{*3} ×所得喪失率 ^{*4} ×約定給付率(100%) ただし、支払基礎所得額 ^{*3} が保険の対象となる方の平均月間所得額 ^{*5} を超える場合には、平均月間所得額 ^{*5} を支払基礎所得額 ^{*3} としてお支払いする保険金の額を算出します。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※東京海上日動は保険の対象となる方が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または保険の対象となる方と、保険の対象となる方の業務復帰援助のために協議することがあります。東京海上日動はその協議の結果として社会通念上保険の対象となる方の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。 ^{*1} 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます(「妊娠に伴う身体障害補償特約」をセットされる場合、同特約に適用される免責期間は、「団体長期障害所得補償基本特約」に規定する免責期間または90日のいずれか長い期間とします。) ^{*2} 「てん補期間 ^{*6} 内の就業障害の日数」をいいます(お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1 か月を30日として日割りで計算します。) ^{*3} 保険金の算出の基礎となる申込書等記載の額をいいます。 ^{*4} 病気やケガにより全く就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します $\text{所得喪失率} = 1 - \frac{\text{免責期間}^{\ast 1}\text{が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額}^{\ast 7}}{\text{免責期間}^{\ast 1}\text{が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得}^{\ast 8}\text{の額}}$ ただし、所得 ^{*8} の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。 ^{*5} 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得 ^{*8} の平均月額をいいます。 ^{*6} 同一の病気やケガによる就業障害 ^{*9} に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間(免責期間 ^{*1} 終了日の翌日からの期間)のことをいいます。 ^{*7} 免責期間 ^{*1} 開始以降に業務に復帰して得た所得 ^{*8} の額をいい、免責期間 ^{*1} の終了した月から1 か月単位で計算します。 ^{*8} 「業務に従事することによって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。 ^{*9} 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。))によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害(「妊娠に伴う身体障害補償特約」をセットされる場合は、お支払いの対象になります。) ・妊娠または出産による就業障害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害(「認知症・メンタル疾患補償特約(精神障害補償特約(D))」をセットされているため、所定の精神障害については精神障害でてん補期間 ^{*1} を限度にお支払いの対象になります。) ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害 ・発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。))の保険始期の直前1 年以内に被った病気やケガによる就業障害 ^{*2*3} 等 ^{*1} 「団体長期障害所得補償基本特約」のてん補期間にかかわらず、精神障害でてん補期間が限度となります。 ^{*2} 初年度契約の保険始期の直前1 年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期日から1 年を経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払いの対象となります。 ^{*3} 就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。

※「就業障害」とは、以下の状態をいいます(就業障害の定義:定義C)。

免責期間 ^{*1} 中	てん補期間 ^{*1} 開始後
病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態 ^{*2} 。 ①その病気やケガのために、入院していること。 ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けつつ、在宅療養していること。 ③その病気やケガにより、経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること。 ^{*1} 免責期間については、上記本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の「 ^{*1} 」をご確認ください。 ^{*2} 職種を問わず、すべての業務に終日従事できない状態をいいます。例えば、会社員で営業職の方の場合、終日出社できず他の業務(軽作業や事務作業等)も全くできない状態です。	病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない ^{*1} か、または一部従事することができず、かつ所得喪失率 ^{*3} が20%超である状態。 ①その病気やケガのために、入院していること。 ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること。 ③その病気やケガによる後遺障害が残っていること。 ^{*1} てん補期間については、上記本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の「 ^{*6} 」をご確認ください。 ^{*2} 全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20%を超えないときは、就業障害に該当しません。 ^{*3} 所得喪失率については、上記本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の「 ^{*4} 」をご確認ください。

※「治療と仕事の両立支援特約(三大疾病用)」をセットされる場合のみ
免責期間中の「就業障害」について、三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による就業障害の場合は、以下の状態をいいます。

三大疾病に伴う上記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない^{*1}か、または一部従事することができない状態。
^{*1} てん補期間開始後については、全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20%を超えないときは、就業障害に該当しません。

保険の対象となる方

医療補償

がん補償

介護補償

傷害補償

給与サポート

個人賠償責任補償

財産補償

ホテル・イン・ホーム・バート・リズ・リブ補償

賠償責任に関する補償

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合	
個人賠償責任補償特約	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害	
	●日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害	
	●保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合	・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任 ^{*1})によって保険の対象となる方が被る損害	
	●電車等 ^{*1} を運行不能にさせた場合	・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害	
	●国内で受託した財物(受託品) ^{*2} を壊したり盗まれた場合	・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害	
	▶1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。	・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物 ^{*2} の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害	
	※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)	・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害	
	※に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。	・航空機、船舶、車両 ^{*3} または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害	
	※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。	・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害	
	※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	●保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為	
	※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。	●差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使	
	※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	●受託品が通常有する性質や性能を欠いていること	
	^{*1} 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。	●自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い	
	^{*2} 以下のものは受託品には含まれません。	●受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損	
	自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1 個または 1 組で100万円を超える物	●受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害	
	等	●受託品の電氣的または機械的事故	
		●受託品の置き忘れまたは紛失 ^{*4}	
		●詐欺または横領	
		●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入	
		●受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊	
		等	
		^{*1} 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導 ^{*5} 中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。	
		^{*2} 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。	
		^{*3} 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。	
		^{*4} 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。	
		^{*5} ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。	

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合	
弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）	国内において以下のような事由により、保険金の受取人*1が弁護士費用または法律相談費用を負担した場合	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害	
	■急激かつ偶然な外来の事故（自動車事故を除きます。）によって被った身体の障害*2または財物の損壊等*3について、相手方に法律上の損害賠償請求をした場合または法律相談をした場合	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害	
	■不当行為による自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合	・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害	
	■痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせを受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合	・保険の対象となる方の自殺行為*1、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害	
	▶1つの原因事故*5について保険の対象となる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします*6。	・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛	
	※弁護士等*7への委任や弁護士等*8への法律相談および弁護士等*8への費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。	・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいっ出により生じた身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛	
	※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	・財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等*3	
	※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	・労働災害により生じた身体の障害*2または精神的苦痛	
		・診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことによって生じた身体の障害*2	
		・石綿もしくは石綿を含む製品等が有する発ガン性等に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛	
	・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛		
	・電磁波障害に起因する身体の障害*2または精神的苦痛		
	・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛		
	・職務の遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛		
	・保険の対象となる方または賠償義務者*4の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害*2または財物の損壊等*3		
	・保険の対象となる方または保険の対象となる方の配偶者*5、父母もしくはお子様が賠償義務者*4である場合		
	・保険契約または共済契約に関する原因事故*6		
	等		
	※1 保険金のお支払対象となる原因事故*6による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることがあります。		
	※2 病気またはケガをいいます。		
	※3 損壊または盗取をいい、詐欺を含みません。		
	※4 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。		
	※5 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りま。婚約とは異なります。）。		
	①婚姻意思*7を有すること		
	②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること		
	※6 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。		
	※7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。		

財産に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約	国内外において、 保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合 ▶損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ただし、損害額は時価額を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ◎以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器（じゅうぎ）、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物	・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または 重大な過失 によって生じた損害 ・ 地震・噴火 またはこれらによる 津波 によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・ 無免許運転や酒気帯び運転 をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失 ^{*1} に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅内（敷地を含みません。）で生じた事故による損害
	等	等
住宅内生活用動産特約	国内での保険の対象となる方が 居住に使用する住宅内（敷地を含みません。）に所在し、保険の対象となる方が所有する家財^{*1}に損害が生じた場合 ▶損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ただし、損害額は時価額を限度（乗車券、通貨等は合計5万円、貴金属、宝石、美術品等は1個または1組あたり30万円を限度）とします。 また、臨時費用、残存物取片づけ費用、失火見舞費用もお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※1 以下の場所に所在し、保険の対象となる方が所有する家財も含みます。 ・保険の対象となる方の単身赴任先 ・保険の対象となる方にお子様も含む場合は、お子様の就学に伴う下宿先 ◎以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器（じゅうぎ）、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物	・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または 重大な過失 によって生じた損害 ・ 地震・噴火 またはこれらによる 津波 によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・ 無免許運転や酒気帯び運転 をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失 ^{*1} に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅外（敷地を含みます。）で生じた事故による損害
	等	等
		※1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

費用に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	国内の9ホール以上を有するゴルフ場において他の競技者1名以上と同伴し、パー35以上の9ホールを正規にラウンドするゴルフのプレー中に、 下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ●下記①および②の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス（公式競技の場合は、下記①または②のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス） ① 同伴競技者 ② 同伴競技者以外の第三者^{*1} ●記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス ▶達成のお祝いとして実際にかかった費用等 ^{*2} を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。 ※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。 既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。 ※保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴競技者以外の第三者 ^{*1} およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルバトロス証明書または映像等のうち、東京海上日動が求めるすべてのもののご提出が必要となります。 ※1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。 ※2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。	・保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス ・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ
		等

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介しますものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【マークのご説明】契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

I ご加入前におけるご確認事項

① 商品の仕組み

契約概要

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消させていただくことがあります。

② 基本となる補償および主な特約の概要等

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

③ 補償の重複に関するご注意

注意喚起情報

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約^{*1}を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご確認ください。^{*2}

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
●救援者費用等補償特約 ●弁護士費用等補償特約（人格権侵害等） ●葬祭費用補償特約（医療用・所得補償用） ●がん葬祭費用補償特約
●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約

※1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

※2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。

④ 保険金額等の設定

契約概要

この保険の保険金額^{*1}は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご確認ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（金融庁のホームページ）▶



所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額^{*1}の増額等はできません。

【所得補償・団体長期障害所得補償】

所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約、介護と仕事の両立支援特約の保険金額^{*1}は、平均月間所得額^{*2}以下（平均月間所得額の85%以下を目安）で設定してください（保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額^{*2}を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。）。

※1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額^{*3}×約定給付率とします。

※2 直前12か月における保険の対象となる方の所得^{*4}の平均月額をいいます（ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。）。

※3 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。

※4 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

⑤ 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

⑥ 保険料の決定の仕組みと払込方法等

（1）保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

（2）保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

（3）保険料の一括払込みが必要な場合について 注意喚起情報

（※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。）

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分^{*1}に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分^{*1}について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分^{*1}を解除することがありますのでご注意ください。

※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意ください内容につきましては、「Ⅱ-1 告知義務」をご確認ください。

※1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）。

⑦ 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ ご加入時におけるご注意事項

① 告知義務

注意喚起情報

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ－１ 通知義務等」をご参照ください。なお、告知事項は、お引受けする補償ごとにより、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は次表をご確認ください(項目名は補償によって異なることがあります。)。また、ご加入後に加入内容変更として次表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での次表の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】						
基本補償・特約	傷害補償	所得補償	団体長期障害所得補償	医療補償がん補償	介護補償	個人賠償責任 携行品 住宅内生活用動産 弁護士費用等
項目名						
生年月日	－	★	★	★	★	－
性別	－	－	★	★	★ ^{*1}	－
職業・職務 ^{*2}	☆ ^{*3}	☆	－	－	－	－
健康状態告知 ^{*4}	－	★	★	★	★	－

※すべての補償について「他の保険契約等^{*5}」を締結されている場合は、その内容についても告知事項(★)となります。

また、医療費用補償特約(こども傷害補償)をセットされる場合には、「公的医療保険制度」についても告知事項かつ通知事項(☆)となります。

＊1 年金払介護補償特約をセットされる場合のみ、告知事項となります。

＊2 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

＊3 交通事故傷害危険のみ補償特約をセットされる場合には、告知事項・通知事項とはなりません。

＊4 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

＊5 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

【所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償の「告知」(健康状態告知書)】

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者^{*6}、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

＊6 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。)。
a. 婚姻意思^{*7}を有すること
b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

＊7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日^{*8}から１年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります^{*9}。
●責任開始日^{*8}から１年を経過していても、保険金の支払事由が１年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。
●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません^{*10}(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)。
＊8 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。
＊9 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。
＊10 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる１年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。
(例)「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

② クーリングオフ

注意喚起情報

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

③ 保険金受取人

注意喚起情報

【傷害補償】

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合^{*1}は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

＊1 家族型補償(本人型以外)の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

【がん補償】

保険金受取人を特定の方に指定する場合^{*2}は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(原則として親族の中から、１名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

＊2 家族型補償(本人型以外)の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません(保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。)

④ 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

注意喚起情報

現在のご加入を解約、減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

① 通知義務等

注意喚起情報

【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとにより、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ－１ 告知義務〔告知事項・通知事項一覧〕」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

●すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

●所得補償、団体長期障害所得補償

保険期間の中途において保険の対象となる方の平均月間所得額^{*1}がご加入時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。

＊1 直前12か月における保険の対象となる方の所得^{*2}の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。)。

＊2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご加入内容変更をいただいてから１か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

② 解約されるとき

契約概要

注意喚起情報

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求^{*1}することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間^{*2}に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
＊1 解約日以降に請求することがあります。
＊2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

③ 保険の対象となる方からのお申出による解約

注意喚起情報

傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

④ 満期を迎えるとき

契約概要

【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

●所得補償

就業不能の原因となった病気、保険金請求状況等によっては、次回以降の補償の更新をお断りすることがあります。

●上記以外の補償共通

保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。

●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額^{*1}の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

＊1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

① 個人情報の取扱い

注意喚起情報

- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

② ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするとご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
 - ①この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といえます。）の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
 - ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。）
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

③ ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。
※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

④ 保険会社破綻時の取扱い等

注意喚起情報

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80％（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100％）まで補償されます。
	1年超	原則として90％まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90％を下回ることがあります。
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償		

⑤ その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。
- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

⑥ 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに（介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に）《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類（介護補償（年金払介護）においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。）
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
*1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。

- ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。が、保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。
 - ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
 1. 保険の対象となる方（またはご加入者）が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
 3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合
- 本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
 - 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
 - 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター（東京海上日動安心110番）のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

注意喚起情報

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）



0570-022808
〈通話料有料〉

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。
インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター
（東京海上日動安心110番）

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも
「東京海上日動安心110番」へ



0120-720-110

受付時間：24時間365日

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただいたためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願いします。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- ☐ 保険金をお支払いする主な場合
- ☐ 保険金額^{*1}、免責金額(自己負担額)
- ☐ 保険期間
- ☐ 保険料・保険料払込方法
- ☐ 保険の対象となる方

^{*1} 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

2 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項	傷害補償	所得補償	団体 長期障害 所得補償	医療補償	がん補償	介護補償	左記以外 の補償
☐ 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？	—	○	○	○	○	○	—
☐ 加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか？ ^{*1} 各区分(AまたはB)に該当する職業例は下記のとおりです。 ○ 職種級別Aに該当する方: 「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方 ○ 職種級別Bに該当する方: 「自動車運転者」、「建設作業員」、「農林業作業員」、「漁業作業員」、「採鉱・採石作業員」、「木・竹・草・つる製品製造作業員」(以上、6職種) ^{*2} 交通事故傷害危険のみ補償特約をセットされる場合には、確認不要です。	○	—	—	—	—	—	—
☐ 加入依頼書等の「職業・職務」欄は正しくご記入いただいていますか？	—	○	—	—	—	—	—
☐ 保険金額 ^{*1} は、平均月間所得額 ^{*2} 以下となっていますか？(平均月間所得額 ^{*2} を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。)なお、保険金額 ^{*1} の設定方法やお引受けできる限度額についてはパンフレット等をご確認ください。 ^{*1} 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。 ^{*2} 「平均月間所得額」とは、加入申込み直前12か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。	—	○	○	—	—	—	—
●「健康状態告知が必要な場合のみ」ご確認ください。 ☐ 保険の対象となる方が「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？ ^{*3} 天災危険補償特約のみを追加する場合は、告知は不要です(他の条件に変更がない場合に限りです)。 ^{*4} 介護補償については、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。							
☐ 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？	○	○	○	○	○	○	○

3 重要事項説明書の内容についてご確認ください。

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意^{*1}」についてご確認ください。

^{*1} 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

^{*}インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

東京海上日動火災保険株式会社

この保険は、東日本高速道路株式会社をご契約者とし、NEXCO東日本グループ会社の役員・従業員等を保険の対象とする団体契約です。

保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として東日本高速道路株式会社が有します。

告知の大切さに関するご案内

重要 告知の大切さについて、 ご説明させていただきます。

所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合^{*1}には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。

^{*1} 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます(更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。)。

^{*}医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方(被保険者)ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方(被保険者)ご自身がありのままだとご記入ください。^{*1}
告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。^{*2}

^{*}一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。

^{*1} ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。
介護補償にのみ(追加)加入される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方(被保険者)とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

^{*2} 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

保険金請求時等に、告知内容についてご確認ください。
いただく場合があります。



告知いただく内容例^{*3}は次のとおりです。

- ①入院または手術の有無(予定を含みます)
- ②告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます)の有無
- ③過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無 等

^{*3} 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。

詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

ご注意ください

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。
詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払い対象となります。

以下のケースも告知が必要です。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の疾病について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。



^{*}お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。

^{*}インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。

また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。

告知に関するお問い合わせは、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

東京海上日動火災保険株式会社

- 1 最大約32%の割引が適用!** (団体割引:20% 損害率による割引:15%)
パンフレット記載の保険料を是非ともご確認ください。掛け捨てですので、毎月のご負担少なく医療補償(病気)や傷害補償(けが)等へのご加入が可能です。
- 2 医療補償・介護補償・がん補償・給与サポート(所得補償・GLTD)は保険料控除対象!**
医療補償・介護補償・がん補償・給与サポート(所得補償・GLTD)の保険料は、年末調整の保険料控除対象となります。
- 3 お子様・配偶者・父母・義父母も加入OK!**
「既に他の保険に入っているから…」という方もいらっしゃると思います。
本制度は「お子様だけ」「配偶者様だけ」というご加入の仕方も可能です。
※詳細はパンフレット内【被保険者ご本人となれる方の範囲】をご覧ください。
- 4 補償1つだけでも加入可能!**
補償のラインナップは幅広く8つをご用意しておりますが、必要な補償のみご選択の上、ご加入いただける制度となっています(※)。
※住宅内生活用動産・ホールインワン補償は他の補償にもご加入いただく必要があります。
詳しくはパンフレットをご確認ください。

お問い合わせ先

<取扱代理店>

株式会社NEXCO保険サービス

営業部 保険管理第一課

〒102-0084 東京都千代田区二番町3-4

TEL.03-5210-5573

受付時間:平日9:00~17:30

<引受保険会社>

東京海上日動火災保険株式会社

(担当課) 公務第一部 公務第一課

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

TEL.03-3515-4122

受付時間:平日9:00~17:00

事故時の連絡および保険金請求先



電話でのお手続き

東京海上日動安心110番
(事故受付センター)

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも
「東京海上日動安心110番」へ

0120-720-110

受付時間:24時間365日 **携帯・PHS OK**



スマートフォンでのお手続き

スマートフォンによる事故受付も
可能です。

加入者票に表示している二次元コードから
事故受付専用サイトにアクセスのうえ
ご利用ください。

なお、スマートフォンによる事故受付は、ケガや病気に関する補償の保険金のご請求を対象としています。あらかじめ契約情報などが引き込まれているため、スムーズに事故報告いただけます。

※所得補償、GLTD補償、介護補償はスマホ請求の対象外となります。